

次のとおり総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則（平成7年香川県規則第85号）第6条の規定により読み替えられた香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、政府調達に関する協定を改正する議定書（平成26年条約第4号）によって改正された同協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）その他の国際約束の適用を受けるものである。

平成31年4月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

香川県行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務

(2) 委託業務の内容

仕様書による。

(3) 納入場所

仕様書による。

(4) 設計・開発業務の履行期限

平成32年12月31日（2020年12月31日）

(5) 運用・保守業務の委託期間

平成33年1月1日から平成38年12月31日まで（2021年1月1日から2026年12月31日まで）

(6) 入札方法

入札者は、入札書及び技術提案書等（以下「入札書等」という。）を提出すること。必要書類の種類及び部数については、入札説明書による。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札に関する事項

本公告における調達は、原則として、かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札とし、特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準（物品等）に従うこと。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、紙入札方式参加届出書を提出し、紙入札方式によることができる。

2 契約書作成の要否 要

3 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

平成31年4月26日から平成31年5月13日（2019年4月26日から2019年5月13日）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号087-832-3023 F A X番号087-862-4514

E-mail kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、平成31年5月14日（2019年5月14日）午後5時までに、3に示した場所に対し文書で行うこと。（F A X又は電子メールでも可とする。）。

回答は、平成31年5月22日（2019年5月22日）までに、本公告に係る入札説明書の交付を受けた者に対して通知する。

5 郵便等による入札

郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札を可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

(1) 入札書等の提出

ア 電子入札システムによる場合

(ア) 提出期限 平成31年6月13日（2019年6月13日）午前10時

(イ) 提出方法 電子入札システムによる。

イ 紙入札方式による場合（入札書等を持参する場合）

(ア) 提出日時 平成31年6月13日（2019年6月13日）午前9時から午前10時まで

(イ) 提出場所 香川県庁北館3階入札室

ウ 紙入札方式による場合（郵便又は信書便による場合）

(ア) 受領期限 平成31年6月12日（2019年6月12日）午後5時（必着）

(イ) 送付先 3に示した場所

エ 入札書等の全ての書類がそろっていない場合は、失格とする。

(2) 開札

ア 日時 平成31年6月13日（2019年6月13日）午前10時

イ 場所 香川県知事公室広聴広報課（ただし、入札書等を持参する紙入札方式による入札者がある場合は、香川県庁北館3階入札室）

7 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成31年6月7日（2019年6月7日）午後5時までに入札保証金・契約保証金減免申請書を、3に示した場所に提出すること。

8 入札者の参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

なお、A級に格付けされていない者にあつては、平成31年5月27日（2019年5月27日）までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県総務部総務事務集中課に提出して、A級格付けを得る

こと。

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号
香川県総務部総務事務集中課 物品調達グループ
電話番号087-832-3631 F A X番号087-833-0352

- (3) 県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ア 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - イ 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (5) 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。
- (6) 本公告の日から過去5年以内に、国又は都道府県レベルの行政情報提供システムの設計・開発及び運用・保守業務の契約を完結又は履行中であることを証明した者であること。なお、当該行政情報提供システムは、1万ページ以上の規模で1年以上の稼働実績のあるパッケージソフトウェアをベースとしたものであること。
- (7) 本業務について、確実に履行する能力があることを証明した者であること。

9 入札者に要求される事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、8の(6)及び(7)に掲げる要件を満たすことを証明する書類を平成31年6月7日（2019年6月7日）午後5時までに、3に示した場所に提出し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 電子入札システムによる入札参加を希望する者は、(1)の書類を提出する前に電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行うこととし、紙入札方式による入札参加を希望する者は、当該書類とともに紙入札方式参加届出書を提出することとする。
- (3) 提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成31年6月10日（2019年6月10日）までに通知する。

10 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

11 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

12 落札者の決定方法

(1) 総合評価の方法

総合評価は、「香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業者評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において、別記の「香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務に係る落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）に基づき行う。

なお、技術提案書の内容が、仕様書に規定する事項を満たさない場合、入札関連資料作成要領により記載又は添付すべき事項等の全部若しくは一部を欠く場合は、失格とする。

(2) 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者で、かつ(1)により失格にならなかった者のうち、別記の落札者決定基準により得られた総合評価の点数が最も高い者を落札者とする。

落札者決定基準により得られた各項目の加点の合計点数が最も高い入札者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

(3) 入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱及び電子入札運用基準に基づき公表する。

13 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならず、この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。

ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することができる。

14 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

15 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、3に示した日時及び場所において、交付を受けること。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく措置を講じる場合がある。

(3) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Construction, development and system operation, maintenance for the system of providing administrative information of Kagawa Prefecture

(2) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system:

10:00 AM on June 13, 2019

Date and time for hand-delivered submission of tenders:

9:00 AM-10:00 AM on June 13, 2019

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 PM on June 12, 2019)

(3) Contact point for the notice:

Inquires and Public Information Division, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10 Bancho, Takamatsu, Kagawa, 760-8570, Japan.

TEL 087-832-3023

(4) We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

別記

香川県次期行政情報提供システム設計・開発及び運用・保守業務に係る落札者決定基準

1 総合評価の点数

2,000点満点とし、点数の配分は、技術提案書の評価である技術点1,000点、価格点1,000点とする。

2 総合評価の方法

次の(1)及び(2)の合計点による。

(1) 技術点

アの評価項目ごとにイの判定基準により点数を決定し、全ての評価項目の点数を合計した点数

ア 評価項目ごとの配点等

評価要素	評価項目	評価基準	配点
基本要件・システム要件	基本コンセプト	本業務の基本要件が十分に理解されており、基本要件等に基づいたコンセプトになっているか。	25
	ホームページデザイン	香川県の魅力発信力の向上を期待でき、県民が利用しやすいデザインとなっているか。	50
	利用者へ配慮した機能	県民側の視点で、画面の見やすさや操作性を向上させるための機能を保持しているか。(回遊性の向上、検索の利便性、多言語対応等)	25
	Webページのメンテナンス性	職員がWebページを新規作成、修正する際に、技術的な知識を必要とせず、容易にページのメンテナンスを行うことが可能であるか。	25
	ウェブアクセシビリティ対策	JIS X 8341-3の適合レベルAAに準拠したページ作成が可能であるか。	25
	アクセス集中対策	災害発生時等、アクセス集中時も継続して情報発信が可能となる仕組みが構築可能であるか。	25
	セキュリティー対策	新たな攻撃手法への対策について、アプリケーション側、データセンター側のセキュリティー対策はともに十分であるか。	25
パッケージ要件	仕様書記載の機能	仕様書が求める基本機能を漏れなく保持しているか。	50
	仕様書記載以外の機能	仕様書が求める機能を除き、実現可能な機能を有しているか。	100
	パッケージの導入実績	適用を予定しているパッケージ製品(ベースシステム)について、国・都道府県レベルにおける類似業務へのパッケージの導入実績が豊富であり、近年の実績も十分か。	100
	パッケージのバージョンアップ	システム導入後、上位バージョンのパッケージが提供され、機能の追加・向上が期待できるか。	100
Webページ移行	作業体制とスケジュール	移行作業の体制が整っており、大量のWebページの移行が遅延なく実施できるか。	25
	移行手法	移行手法が確立され、高品質の移行が実施できるか。	50

	CMS外ページの移行実績	難易度が高いCMS外ページの移行実績が豊富であり、問題なく移行が実施できているか。	100
	豊富なページテンプレート	現在のCMS外のようなページレイアウトへ対応できるよう、豊富なページテンプレートが準備されているか。	50
	県職員の作業負荷	移行結果確認等の県職員の移行作業に係る作業負荷が少ないか。	25
設計・開発	サイト再構築	より利用しやすいHPとなるよう、現在の課題を分析し、新たなサイトマップを提案できるか。	50
	情報分類の改善	県民が必要な情報を容易に取得できるよう、情報分類の改善提案が可能であるか。	50
運用・保守	機能改善	機能改善のための改修として、運用保守の範囲内でどこまで対応できるのか。	50
	障害の予防と検知	障害を未然に防ぐための対策、障害発生を速やかに検知するための対策は十分であるか。	25
	耐災害性	大規模災害発生時等、継続して情報発信が可能であるか。	25
技術点計			1,000

イ 判定基準

判定基準	点数 (25点の場合)	点数 (50点の場合)	点数 (100点の場合)
非常に優れている	25	50	100
優れている	20	40	80
標準的である	15	30	60
やや不十分である	10	20	40
不足している	5	10	20
記載なし	0	0	0

(2) 価格点

次の算出方法により算出した点数

$$1,000点 \times (1 - (\text{入札価格} + \text{Webページ移行費用}) \times 1.08 / \text{予定価格})$$

ア 入札価格とWebページ移行費用は、次の計算式で算出される。

(ア) 入札価格 = 設計・開発費用 (Webページ移行費用を除く) + 運用・保守費用

(イ) Webページ移行費用 = Webページ移行単価 × 25,000ページ

イ Webページ移行単価 (税抜き) を記載すること。

ウ 小数点以下第1位未満の端数があるときは、これを切り捨てとする。